

(店舗兼住宅等の居住部分の判定)

31の3-7 その居住の用に供している家屋のうち居住の用以外の用に供されている部分のある家屋に係る措置法令第20条の3第2項に規定するその居住の用に供している部分及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供している部分は、次により判定するものとする。(平22課資3-4、課個2-14、課審6-20改正)

(1) 当該家屋のうちその居住の用に供している部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。

当該家屋のうちその居住の用に専ら供している部分の床面積 A	+	当該家屋のうちその居住の用と居住の用以外の用とに併用されている部分の床面積	×	$\frac{A}{A + \text{居住の用以外の用に専ら供されている部分の床面積}}$
-------------------------------	---	---------------------------------------	---	------------------------------------------------

(2) 当該土地等のうちその居住の用に供している部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。

当該土地等のうちその居住の用に専ら供している部分の面積	+	当該土地等のうちその居住の用と居住の用以外の用とに併用されている部分の面積	×	$\frac{\text{当該家屋の床面積のうち(1)の算式により計算した床面積}}{\text{当該家屋の床面積}}$
-----------------------------	---	---------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------

(注) その居住の用に供している家屋のうち居住の用以外の用に供されている部分のある家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地等をその居住の用に供されなくなった後において譲渡した場合における当該家屋又は当該土地等のうちその居住の用に供している部分の判定は、当該家屋又は当該土地等をその居住の用に供されなくなった時の直前における利用状況に基づいて行い、その居住の用に供されなくなった後における利用状況は、この判定には関係がない。